

第2節 優れた自然環境と生物多様性の保全

1 自然公園等の指定

●現状と課題

我が国を代表する優れた自然の風景地やそれに準ずる地域、都道府県を代表する優れた自然の風景地を「自然公園法」に基づき、それぞれ国立公園、国定公園、県立自然公園に指定し、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。自然公園の保護と利用を適正に行うため、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。

県内には、瀬戸内海国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園及び6箇所の県立自然公園があり、それらの面積は県土の約4%を占めています。また、県内の優れた自然環境の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づき「自然環境保全地域」等の指定を行っています。《自然公園等指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 3-2-1 自然公園の面積（平成22年4月1日現在）

区 分	箇所数	総面積 (ha)	特別地域		普通地域
				うち特別保護地区	
国立公園	1	10,681	7,569	203	3,112
国定公園	2	20,731	20,731	692	—
県立自然公園	6	6,441	6,441	—	—
計	9	37,853	34,741	895	3,112

資料：県自然環境課

図表 3-2-2 県自然環境保全地域等の地域数及び面積（平成22年4月1日現在）

区 分	地域（区）数	総面積 (ha)
県自然環境保全地域	27	2,054（特別地区1,248、普通地区806）
緑地環境保全地域	22	818
自然海浜保全地区	19	17（陸域面積）
計	68	2,889

資料：県自然環境課

【施策の方向】

- 「自然公園法」、「自然環境保全条例」等に基づく優れた自然や貴重な動植物が生息する地域の保全・管理

●施策の展開

- 優れた自然の風景を有する地域や貴重な動植物の生息する地域を自然公園や県自然環境保全地域等として指定し、その保全・管理に努めます。

ア 自然公園等の保全と管理 [自然環境課]

自然的・社会的条件の変化に対し、公園計画の見直しを行うとともに、保護と利用の調和を図ります。

【平成21年度実績・平成22年度内容】公園計画に基づいた適正な保護・管理を行い、自然公園指導員等による利用の適正化や事故の防止に努めるとともに、景観の維持や利用の増進を図る。

1 自然公園：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し利用することを目的として地域を指定する公園制度。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。
 2 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

2 自然とのふれあいの増進

●現状と課題

自然公園等の利用者は、世界遺産に登録されている宮島などの好影響を受け国立公園では増加していますが、施設の老朽化や利用者ニーズの多様化などにより、その他の地域は概ね横ばい又は、減少傾向にあります。《自然公園等位置図は、「広島県環境データ集」参照》

図表 3-2-3 自然公園等の利用者数 (単位：千人)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
国 立 公 園	4,618	4,751	5,024	5,355	5,403
国 定 公 園	1,334	1,360	1,250	1,281	1,228
県 立 自 然 公 園	782	724	744	769	712
県 民 の 森	148	127	143	146	137
もみのき森林公園	191	163	192	188	190
県 民 の 浜	68	66	60	69	57
中 央 森 林 公 園	268	284	296	296	278
中 国 自 然 歩 道	352	328	319	316	302
県 自 然 歩 道	41	41	42	40	38
合 計	7,802	7,844	8,070	8,460	8,348

資料：県自然環境課

図表 3-2-4 野外レクリエーション施設等の状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分	規 模
県 民 の 森	1,164 ha
もみのき森林公園	400 ha
県 民 の 浜	23 ha
中 央 森 林 公 園	267 ha
中 国 自 然 歩 道	455 km
県 自 然 歩 道	125 km

資料：県自然環境課

【施策の方向】

- 自然とのふれあいを増進するための自然公園や野外レクリエーション施設等の整備・管理の推進

●施策の展開

- 自然公園等においては、地元市町、指定管理者等との密接な連携のもと、県民の自然とのふれあう機会を増進するための施設等の計画的な整備・改修を推進します。
- 幅広い年齢層を対象に、体験を通じて自ら考え、調べ、学び、行動する過程を重視した環境学習を推進するため、豊かな自然に恵まれ、宿泊研修機能を備えた自然公園施設や野外レクリエーション施設について、体験型環境学習拠点としての機能を強化します。

ア 自然公園等施設整備事業 [自然環境課]

自然公園等（国立公園，国定公園，県立自然公園，野外レクリエーション施設及び長距離自然歩道（中国自然歩道，県自然歩道））においては，地元市町，指定管理者等との密接な連携のもと，県民が自然とふれあう機会を増進するため，ユニバーサルデザインの導入や環境学習機能の強化など利用者のニーズに沿った安全で快適な利用が図られるよう適切な整備・改修を図ります。

【平成 21 年度実績】

公園名	事業箇所	内容
瀬戸内海国立公園	宮島	歩道改良
西中国山地国定公園	三段峡	歩道安全対策，トイレ修繕
	八幡湿原	自然再生
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	歩道安全対策
	比婆山（県民の森）	野営場再整備，スキーリフト改修
県立自然公園	山野峡	野営場炊事棟修繕
野外レクリエーション施設等	もみのき森林公園	宿泊棟改修
	中央森林公園（公園センター等地区）	サイクリングロード改修，植栽
	中央森林公園（FHG地区）	コテージ外壁再塗装等

※1 箇所当たりの事業費が 500 万円以上のものを掲載

【平成 22 年度内容】

公園名	事業箇所	内容
瀬戸内海国立公園	宮島	歩道改良
西中国山地国定公園	三段峡	歩道安全対策，トイレ修繕
	牛小屋高原	公園道改良
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	歩道安全対策
	比婆山（県民の森）	野営場再整備
県立自然公園	山野峡	野営場炊事棟修繕
野外レクリエーション施設等	もみのき森林公園	宿泊棟改修，サイクリングロード補修
	中央森林公園（公園センター等地区）	サイクリングロード改修
	中央森林公園（FHG地区）	進入路・空調設備改修

※1 箇所当たりの事業費が 500 万円以上のものを掲載

1 ユニバーサルデザイン：年齢や性別，身体的能力，国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて，すべての人が利用しやすい，すべての人に配慮したまちづくり，仕組みづくりを行うという考え方。

3 豊かな森林の保全と再生

●現状と課題

森林は、水源かん養、山地災害防止、地球温暖化防止、生活環境保全、保健休養、生物多様性の保全などの公益的な機能を有しています。

本県の森林面積は、県土面積の約7割に当たる612千ha（平成22年4月現在、全国第10位）であり、面積は横ばいで推移し、森林蓄積量は微増傾向にあります。

全森林面積に対する保安林率は40%に達し、県土の保全、水源のかん養、土砂の流出その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など、森林の公益的機能の維持増進に大きな役割を果たしています。所有形態別にみると、民有林が全体の92%（564千ha）を占めています。民有林のうち松林が約196千haと民有林面積の約35%を占め、全国一ですが、松くい虫による被害が県内ほぼ全域に広がっており、貴重な資源である松林を松くい虫被害から守っていく必要があります。

また、森林所有者だけでは維持管理が困難となっている森林が増加しており、県民の理解と参加を得ながら、森林の公益的機能を持続的に維持発揮できる多様な森林づくりが必要となっています。

図表 3-2-5 所有形態別森林面積及び蓄積（平成22年4月1日現在）

所有形態		面積・蓄積		面積 (千ha)	構成比 (%)	蓄積 (千ha)	構成比 (%)
		面積	蓄積				
国 有 林				47	8	8,279	8
民 有 林	公 有 林	県 営 林		9	1	1,873	2
		市町村有林		34	6	5,321	5
		財産区有林		8	1	982	1
		小 計		51	8	8,176	8
	私 有 林		513	84	82,887	83	
計				564	92	91,063	92
合 計				612	100	99,342	100

- (注) 1 国有林は、近畿中国森林管理局「国有林の地域別森林計画書」（平成22年4月公表）
 2 民有林は、県林業課「地域森林計画書」（平成22年4月公表）
 3 内訳は、四捨五入のため一致しない。

資料：県林業課

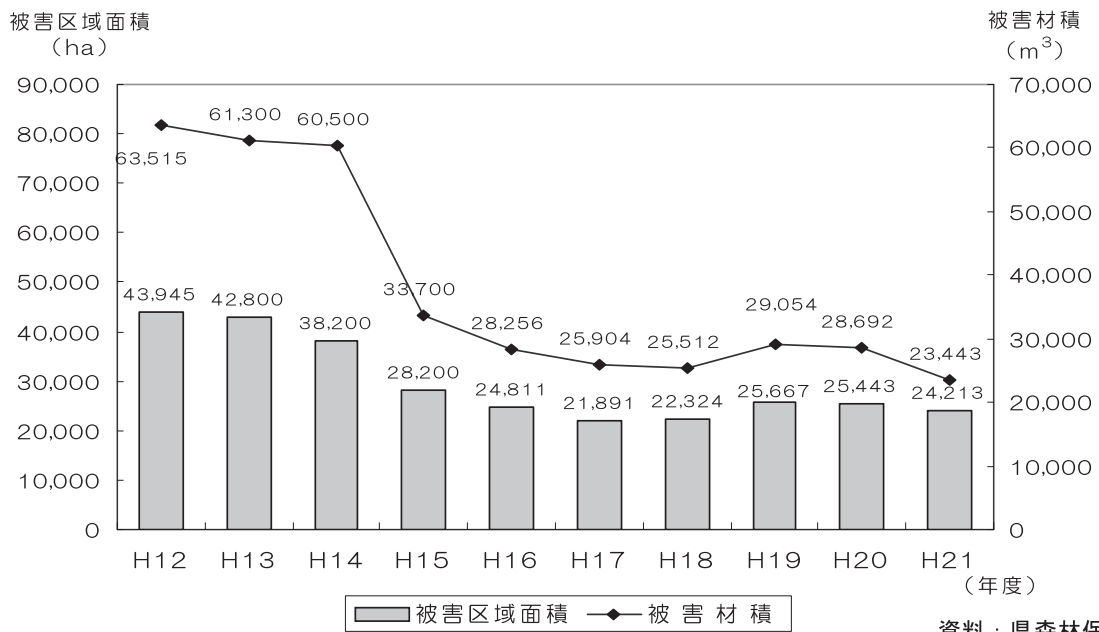
図表 3-2-6 民有林の資源構成（平成22年4月1日現在）

区 分		面積 (千ha)	構成比 (%)	蓄 積		ha 当たり
				面積 (千m ³)	構成比 (%)	
人 工 林	針葉樹	169	30	39,715	44	235
	広葉樹	5	1	216	0	43
	計	174	30	39,931	44	229
天 然 林	針葉樹	173	31	30,096	33	174
	広葉樹	204	36	21,036	23	103
	計	377	67	51,132	56	136
そ の 他		13	2	—	—	—
合 計		563	100	91,063	100	161

- (注) 1 県林業課「地域森林計画書」（平成22年4月公表）
 2 内訳は、四捨五入のため一致しない。

資料：県林業課

図表 3-2-7 松くい虫による被害区域面積及び被害材積



資料：県森林保全課

【施策の方向】 ■ 森林の状態や植生，所有の形態等に応じた保全・再生の推進

● 施策の展開

- 県土面積の7割を占める森林は、水源かん養、山地災害防止、保健休養、生物多様性の保全などの機能を有しており、森林の特性に応じた保全を推進します。
- 優れた自然環境を有する森林の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づく保全地域等の指定を推進するとともに、「県みどりと景観の基金」を活用した公有化の検討や保全地域等の指定に伴う私権の制限に対する補償等、適正な管理を行います。
- 植物の自生地や野生生物の生息地として重要な天然林は、県自然環境保全地域や保安林として厳正な保護・管理を行います。
- 重要水源地域においては、流域単位で水源かん養保安林を指定し、適切な管理を行います。
- 森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民共有の財産である森林を環境に貢献する森林として県民全体で守り育てる取組を行います。
- 広葉樹の植林等による森林構成の多様化や植生の復元等を推進します。
- 自然生態系との調和を一層重視した複層林や天然林の育成による多様な森林の造成を推進します。

ア 自然保護協力奨励金・立木損失補償事業 [自然環境課]

優れた自然環境を有する森林の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域等の指定を行うとともに、「県みどりと景観の基金」を活用した県自然環境保全地域等の指定に伴う私権の制限に対する補償等、適正な管理を行います。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】 指定地域内における立木の伐採規制等各種行為規制の代償として補償等を行い、私権との調整を図る。(平成 21 年度実績：自然保護協力奨励金として 1,090 件, 3,397 千円, 立木損失補償金として 253 件, 14,481 千円を交付。)

イ 森林整備地域活動支援事業〔林業課〕

林業事業体等が実施する森林施業の集約化につながる「森林情報の収集活動」や、「施業実施区域の明確化作業」、「歩道の整備等」などの地域活動を支援することにより、低コスト林業団地の整備及び計画的かつ一体的な森林施業を推進し、持続的な林業経営の確立を図ります。

【平成 21 年度実績】 240 協定（9 市町）の 39, 133ha に対し、146, 748 千円を交付。

【平成 22 年度内容】 39, 200ha に対し、147, 000 千円の交付を予定。

ウ 森林整備事業（造林事業）〔林業課〕

広葉樹の植林等による森林構成の多様化や植生の復元等を推進するとともに、自然生態系との調和を一層重視した複層林や天然林の育成による多様な森林の造成を推進します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】 地域の森林の重視すべき機能に応じて、広葉樹造林、育成単層林整備、育成複層林施業等の多様な森林整備を実施。（平成 21 年度整備面積：5, 728ha。平成 22 年度整備予定面積：4, 869 ha）

エ 森林病虫害駆除事業〔森林保全課〕

保安林等公益的機能の高い保全すべき松林を松くい虫被害から守るため、地上散布、樹幹注入のほか、伐倒駆除、特別伐倒駆除（被害木の焼却・破砕）等を実施するとともに、感染源を除去するために保全すべき松林の周辺松林の樹種転換を推進します。

【平成 21 年度実績】 予防事業として、地上散布（35ha）、樹幹注入（1, 480 穴）、駆除事業として、特別伐倒駆除（253 m³）、伐倒駆除（3, 914 m³）、衛生伐といった各事業について総合的に実施。

【平成 22 年度内容】 地上散布（35ha）、樹幹注入（1, 017 穴）、駆除事業として、特別伐倒駆除（215 m³）、伐倒駆除（3, 435 m³）、衛生伐を予定。

オ 緑化活動推進事業〔森林保全課〕

県民参加による森林づくりを推進するため、関係団体と連携し、緑化や育樹に関するイベントを開催するなど、森林に対する普及啓発活動を行います。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】

- ・ひろしま「山の日」県民の集い〔メイン会場：(H21) 呉市、(H22) 北広島町、サテライト会場：広島市、呉市、三原市、福山市、庄原市、廿日市市、東広島市、(H21) 三次市〕
- ・みどりの集い（緑化センター）

カ 地域森林計画に基づく保安林の指定の促進〔森林保全課〕

水源かん養、災害防備等の森林の公益的機能の維持増進を図るため、地域森林計画に基づき、保安林の量的・質的な配備を積極的に推進するとともに、これらの保安林の適切な管理に努めます。

【平成 21 年度実績】 89 件、701ha の保安林を新たに指定し、20 件、9ha の保安林を解除。

【平成 22 年度内容】 100 件の保安林を新たに指定する見込。

キ 治山事業（山地災害対策事業・保安林整備事業等）〔森林保全課〕

「森林整備保全事業計画」に基づき、県土の開発や都市化の進展に伴う山地災害危険地区対策、水需要の増大に係る水源森林の整備等、県土の保全や基盤の充実を図ります。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】 治山施設の整備及び森林の整備を実施。（平成 21 年度：116 箇所。平成 22 年度：99 箇所。）

ク ひろしまの森づくり事業 [森林保全課]

県土の保全や水源かん養など、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、「ひろしまの森づくり県民税」を財源として、県民共有の財産である森林を、環境に貢献する森林として県民全体で守り育てる事業を推進します。

【平成 21 年度実績】人工林対策：長年手入れされず放置されたスギ・ヒノキの間伐等（1,200ha）。

里山林等の対策：集落周辺の荒廃した里山林の整備（313ha）、森林ボランティア活動の支援、現地体験型学習会の実施、間伐材を利用した木製品の設置による間伐材利用促進など、地域の創意工夫による様々な取組を支援。

県民意識の醸成：ホームページによる情報発信、森林ジュニアインストラクターの育成、森林・林業体験バスツアー、森づくり子どもフォーラムの開催、県産材を使用した木製品の設置等による普及啓発。

【平成 22 年度内容】放置され荒廃した人工林の間伐、里山林の整備、間伐材利用対策、環境緑化対策などの事業を計画。

※ 関連事業：水源林造成事業（P34）

4 水辺の保全・再生

●現状と課題

河川整備においては、災害防止の観点とともに、生物の生育・育成、水の浄化等の機能を保全・創造することの重要性が認識され、自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入や親水性や景観に配慮した護岸整備が進められています。

一方、県内の自然海岸は、高度経済成長期から行われた各種の開発行為等により、約 31.5%が残存するのみとなっていることから、優れた環境を有する自然海岸の保全を図るため「自然海浜保全条例」に基づき「自然海浜保全地区」に指定しています。

水質の浄化機能を有し、魚介類の産卵・成育等の場として重要である藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少していることから、残された藻場・干潟を保護・保全するとともに、周辺の景観や生態系などの自然環境と調和した人工海浜や離岸堤、緩傾斜護岸の整備等を行う必要があります。

また、ダム貯水池、ため池、農業用水路などの水辺は、魚、昆虫をはじめ野鳥が活動し、水生植物などを含む豊かな生物相が育まれており、地域住民の散策、レクリエーションなどの憩いの場所として、重要な役割を果たしています。《自然海浜保全地区指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 3-2-8 自然海浜保全地区数及び面積（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区 分	地区数	陸域面積 (ha)
自然海浜保全地区	19	17

資料：県自然環境課

【施策の方向】

- 自然とのふれあいの場である河川や海岸・海浜などの水辺の生物の生息・育成環境に配慮した保全・再生

●施策の展開

(1) 自然環境に配慮した河川の整備

- 水生生物の移動の分断を回避する魚道の整備，水際部の水生植物の維持・回復のための自然石を使った岩組み・石積み，魚巣ブロック・ホテル護岸など，地域の状況を考慮した工法の採用等により，自然環境に配慮した河川の整備を進めます。

ア 多自然川づくり [河川課]

水生生物・水生植物の維持・回復に配慮した工法の採用等により，自然環境に配慮した河川の整備を進めます。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】沼田川（三原市），国兼川（庄原市）などにおいて，地域の状況を考慮した工法により整備。

(2) 海岸・海浜や海の自然の保全と再生

- 優れた環境を有する海岸は「自然海浜保全条例」に基づいて自然海浜保全地区に指定し，保全に努めます。
- 藻場や干潟は，水質の浄化機能を有し，魚介類の産卵・生育等の場としても重要であることから，残された貴重な藻場・干潟の保護・保全と再生を図ります。
- ミティゲーション¹の考え方にに基づき，自然と調和のとれた港湾の整備，自然環境や生態系の保全・再生を積極的に進めるとともに，藻場，干潟や湿地等の保全・復元などの自然再生事業を推進します。

ア 自然海浜保全地区の指定等 [自然環境課]

優れた環境を有する自然海岸を自然海浜保全地区に指定し，自然海浜の保全及び適正な利用を図ります。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】自然海浜保全地区（19 箇所）の保全と適正な利用に努める。

イ 水産基盤整備事業 [水産課]

藻場や干潟などの魚介類の産卵，幼稚魚の育成の場づくりや優良な漁場を構成するとともに，海底に堆積したゴミを除去して漁場環境を保全することにより，漁場生産量の増大を図ります。

【平成 21 年度実績】藻場の造成（呉市 2.4ha，福山市 0.4ha），魚礁の設置（尾道市 1,800 空³m），海底の清掃（呉市他 1 市 20.5k m²）を実施。

【平成 22 年度内容】藻場の造成（呉市 2.4ha），魚礁の設置（尾道市 1,800 空³m），海底の清掃（呉市他 1 市 20.5k m²）を実施。

※ 関連事業：放置艇の規制（P87），港湾環境整備事業（P87），ひろしまアダプト活動支援事業（P97），河川清掃等業務委託事業（P97），河川清掃「クリーン太田川」（P97）

1 ミティゲーション：開発事業等の行為による環境影響を緩和するための環境保全措置。行為の全部または一部を行わないことにより影響を「回避」すること，影響を回避できない場合には行為の実施の程度または内容を変更することにより影響を低減すること，回避・低減しても残る影響により失われる環境については同等の環境を創出することにより「代償」することを総体とした概念であり，影響の回避をまず優先し，それから低減を検討し，どうしても残る影響について代償を検討するよう検討の優先順位を明らかにしている。

5 生物多様性の保全

●現状と課題

本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。一方で、県内に生息する野生生物15,314種のうち、絶滅のおそれのある野生生物として751種が選定され、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物7種、オグラセンノウなど植物4種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されています。

こうした希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育域の保全を図る必要があります。

平成20年6月に施行された「生物多様性基本法」において、地方公共団体の責務として、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関し地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策等を策定し実施することが明記されました。本県においても総合的かつ計画的な施策の推進について検討する必要があります。

一方、シカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害が生じており、また、指定野生生物種であるツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

さらに、海外から持ち込まれた外来生物により、人間の生活や生態系に大きな影響を及ぼしており、こうした外来生物による被害を防止することを目的に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が制定され、平成17年10月から施行されました。この法律により、指定された外来生物の飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入などが原則として禁止されています。

図表 3-2-9 絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（平成15年）

分類群	県内種数	選定種数	カテゴリー別種数				
			絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足
哺乳類	43	19	3	4	3	6	3
鳥類	302	39	0	9	6	17	7
爬虫類	16	5	0	0	1	3	1
両生類	19	9	0	2	3	4	0
淡水魚類	84	18	0	11	3	4	0
昆虫類	8,318	152	4	23	41	84	0
クモ類	389	3	0	0	0	3	0
甲殻類	23	3	0	1	0	2	0
陸淡水産貝類	133	37	1	4	9	15	8
小計	9,327	285	8	54	66	138	19
種子植物	2,625	304	3	67	109	101	24
シダ植物	303	50	0	13	16	20	1
コケ植物	719	54	0	38	10	4	2
淡水藻類	1,258	11	0	1	0	0	10
地衣植物	382	14	0	3	8	3	0
菌類	700	33	0	0	9	24	0
小計	5,987	466	3	122	152	152	37
合計	15,314	751	11	176	218	290	56

資料：県自然環境課

図表 3-2-10 指定野生生物種等の指定状況

種 名	分 類	種 名	分 類
ツキノワグマ	哺乳類	ヒメシロチョウ	昆虫類
アビ類 (シロエリオオハム, オオハム, アビ)	鳥類	ミズニラ (シナミズニラを含む。)	シダ類
ダルマガエル	両生類	オグラセンノウ	種子植物
スイゲンゼニタナゴ	淡水魚類	ツルマンリョウ	〃
カワシンジュガイ	陸淡水産貝類	ヤチシャジン	〃
ミヤジマトンボ※	昆虫類	計11種類 (※は特定野生生物種。)	

資料：県自然環境課

図表 3-2-11 特定野生生物種

種 名	分 類	種 別
ミヤジマトンボ	昆虫類	1種

資料：県自然環境課

図表 3-2-12 野生鳥獣による農作物被害額 (単位：百万円)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21
イノシシ	300	426	449	437	446
シカ	39	25	36	57	77
サル	22	27	27	15	23
その他獣類	35	43	38	16	20
鳥類	148	145	158	110	102
計	544	666	708	635	668

資料：県農業技術課

【施策の方向】

- 基礎的調査の実施及び体系的な基礎情報の整備
- 「野生生物の種の保護に関する条例」等に基づく希少野生生物種の保護の推進
- 自然保護に関する各種制度等の活用による野生生物生息・生育域の保護・保全
- 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の検討
- 有害鳥獣等の適正な個体数管理による共存の実現
- 外来生物への適切な対応

● 施策の展開

(1) 保護を要する野生生物種の保護

- 緊急に保護を要する野生生物種の保護を図るため、「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、指定野生生物種や野生生物保護区を指定するとともに、必要に応じて条例の改正等を行います。
- ミヤジマトンボなど、県内に生息する指定野生生物種等を保護するため、「保護管理計画」に基づく徹底した保護対策を推進します。

ア ミヤジマトンボの生息環境の整備 [自然環境課]

ミヤジマトンボ（特定野生生物種）の生息地の環境が海砂の侵入により悪化しているため、その生息環境を整備するとともに、絶滅を回避するため、幼虫の人工飼育を行ないます。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】草刈等を実施し、生息環境を整備。また、専門家、関係機関で構成するミヤジマトンボ保護管理連絡協議会において、今後の生息環境整備について検討。平成 22 年度から新たに人工飼育を実施。

イ アビ生息調査 [自然環境課]

県鳥に指定されているアビ（指定野生生物種）について、その飛来数を調査し保護対策を行います。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】生息海域において、飛来数調査を実施。

ウ 第3次レッドデータブック（RDB）改訂事業 [自然環境課]

絶滅のおそれのある野生生物を選定する第3次レッドデータブックの改訂作業を実施します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】レッドデータブックの改訂作業を実施。

(2) 体系的な生態系の保全

- シカやイノシシなど農林水産業に被害を与える野生鳥獣について、鳥獣保護区の適正配置、狩猟規制の緩和などの対策を講じるとともに、市町が行う個体数管理対策に対して助言を行います。
- 指定野生生物種に指定しているツキノワグマの里山定着化を防ぐため、出没地域周辺でのパトロール、奥山への放獣などの保護対策を進めるとともに、隣接する山口県・島根県と協力して、「特定鳥獣保護管理計画」に基づく科学的な個体数管理を講じていきます。
- 特定外来生物に指定されているアルゼンチンアリによる生態系被害や生活被害の軽減を図るため、アルゼンチンアリが分布する山口県や関係市と連携して対策に取り組みます。

ア 生物多様性保全事業 [自然環境課]

手入れ不足による環境の質の低下が指摘されている里地里山における生態系の現況調査を実施するとともに生態系を保全するための制度や活動の推進体制について検討する。

【平成 21 年度実績】ため池や草原などの里地里山の自然的社会的現況調査を実施。

【平成 22 年度内容】引き続き同様の調査を実施するとともに、生物多様性保全検討会を設置し保護区の制度設計や保護活動の推進体制について検討。

イ 特定鳥獣保護管理計画の推進 [自然環境課]

イノシシとニホンジカについては、個体数の増加による農林作物の被害が拡大しており、適切な保護管理（個体数調整を含む。）によって、人との共生を図ります。

ツキノワグマについては、西中国山地個体群として、山口県・島根県との3県で保護管理を進めます。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】適正な個体数管理、追跡・調査を実施するとともに、特定鳥獣保護管理計画の検証を実施。

ウ クマレンジャー事業 [自然環境課]

クマ出没地域周辺のパトロール等を実施することにより、ツキノワグマの里山への定着化を防止し、人身被害発生の危険性を軽減します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】クマ出没地域周辺のパトロール等を実施。

エ ツキノワグマの対策協議会の運営 [自然環境課]

保護管理対策を円滑に実施するため、県と関係市町で構成する「県ツキノワグマ対策協議会」で、保護管理対策を検討、実施するとともに、ツキノワグマによる人身事故被害者への見舞金制度による支払いを実施します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】構成市町 9 市町により、保護管理対策について検討・実施。

オ 被害防止の普及啓発 [自然環境課]

ツキノワグマによる人身被害防止のため、小学生を対象に普及啓発を行います。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】人身被害防止のため、普及啓発を実施。(平成 21 年度は 2 小学校で実施。)

カ 鳥獣保護区等の設定 [自然環境課]

鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理及び整備するため、第 10 次鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区等を設定します。

【平成 21 年度実績】鳥獣保護区の更新 (13 箇所 1,889ha)。

【平成 22 年度内容】鳥獣保護区の更新 (9 箇所 3,424ha)。

キ 特定外来生物被害防止 (アルゼンチンアリ) [自然環境課]

アルゼンチンアリによる生態系被害、生活被害対策に取り組みます。

【平成 21 年度実績】広島県、山口県、廿日市市、大竹市、岩国市、柳井市、宇部市で組織する「アルゼンチンアリ対策広域行政協議会」による実態調査及び防除試験を実施。

【平成 22 年度内容】「アルゼンチンアリ対策広域行政協議会」(宇部市 H21 のみで脱退)により、引き続き防除に向けた取組を実施。

(3) 野生生物の生息環境の保全・再生

- 「野生生物の種の保護に関する条例」に基づく野生生物保護区の指定や「自然環境保全条例」に基づく野生動植物保護地区の指定などにより、野生生物の生息・生育環境の保全を図ります。
- 自然生態系との調和を重視した複層林・天然林施策等による森林造成、都市周辺における生態系に配慮した里山林の保全、多自然型護岸の整備、魚介類の産卵・生育等の場として重要な藻場や干潟の保護・保全、ビオトープの整備などにより、野生生物の生息・生育環境の復元・再生を図ります。
- 八幡湿原など希少な動物類や植生群落が存在し、放置すれば貴重な生態系が失われるおそれのある地域について、自然環境の再生を行います。
- 絶滅危惧種の約 5 割が、人手が入ることによって生態系のバランスを保ってきた里地里山に生息している現状を踏まえ、地域住民や NPO との連携による地域の実情に応じた保全対策を推進します。

ア 八幡湿原自然再生事業 [自然環境課]

西中国山地国定公園の八幡湿原地域は、乾燥化が進みつつあるため、損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生事業を行います。

【平成 21 年度実績】環境学習の場の提供等を目的とした自然観察路、案内標識の整備等を実施。

【平成 22 年度内容】多様な主体の連携・協働による再生状況の経過観察や環境学習への活用を促進。また、シンポジウムを開催し、取組内容等を全国へ情報発信。

1 ビオトープ：ドイツ語で「ビオ」は生物、「トープ」は場所を意味し、「野生生物の生息空間」を意味する。なお、ビオトープは、生態学的には生物の生息に必要な最少単位の空間のこととされている。一般にはトンボ池など、ある程度のまとまりのある生息地として、やや緩やかな意味で使われ、さらに地域的な広がりを持つ生息空間として幅広く使われることもある。

イ 絆の森整備事業 [林業課]

市民の参画を得た森林整備や、野生生物の生息・生育環境の整備と必要な路網整備を推進します。
【平成 21 年度実績】 神石高原町で整備。(6.14ha) (事業終了)

ウ 公共事業や開発事業における野生生物に対する配慮 [道路企画課, 道路整備課]

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】 規模の大きな事業等を進める際、環境アセスメントを行い、猛禽類等、レッドデータブックに記載されている希少種等を調査し、存在が確認された場合には、生育環境等を勘案してルート等を決定。

エ 道路改良により生じる法面の自然植生の回復 [道路企画課, 道路整備課]

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】 道路法面の緑化については、生態系への影響などを考慮して、周辺の植物を用いた植栽や在来種による植生を実施。

※ 関連事業：森林整備事業（造林事業）(P75)

(4) 野生生物保護思想の普及啓発

- 野生生物や生態系の保全に関する県民の理解を深めるため、広報の実施、愛鳥週間行事等の開催、野生生物保護推進員による啓発などの取組を推進します。

ア 愛鳥週間ポスター及び標語募集 [自然環境課]

鳥獣保護の意識啓発のため、小学生、中学生、高校生を対象に愛鳥週間のポスター及び標語を募集し表彰します。

【平成 21 年度実績】 ポスターの応募：322 点（小学校 141，中学校 125，高等学校 55，特別支援学校 1）
標語の応募：279 点（小学校 248，中学校 15，高等学校 16）

【平成 22 年度内容】 引き続き、ポスター及び標語を募集し鳥獣保護の意識啓発を実施。

平成 21 年度愛鳥週間ポスター特選（平成 21 年度募集分）



福山市立水呑小学校 1 年
永田 楓さん



熊野町立熊野東中学校 2 年
梅木 恭子さん



如水館高等学校 2 年
神田 ちひろさん

イ 野生生物保護啓発事業〔自然環境課〕

専門的知識を有する講師が、小学生を対象に絶滅危惧種等の現状や保護活動を紹介することにより野生生物保護意識の形成を図ります。

【平成 21 年度実績】 三次市立君田小学校及び庄原市立美古登小学校で、ツキノワグマの生態や対処法について、啓発事業を実施。

【平成 22 年度内容】 引き続き、ツキノワグマを対象として実施。